

## 第13回 起草委員会 論点確認事項

時間：平成21年1月6日（火）19時00分～0時34分

会場：第2庁舎地階第1会議室

参加委員：三宅委員長、高橋委員、森委員

サポーター：永井（総合政策課）、沼口（総務課）

### 1. 前文の検討

- ・ キューポラ部分のつながりが悪い印象がある。

→原案のままで歴史の流れが感じられてよいと思う。

- ・ 現在という表現は硬いのではないか。
- ・ 「生み」よりは「もたらし」のほうがいいのではないか。
- ・ 「盛んとなり」は「盛んで」としてはどうか。
- ・ 古いものを大切にすると同時に、「新しい世の中の動きを取り入れながら」など、新しさへも言及してはどうか。

→「新しい文化を取り入れ」といった表現ではどうか。

### 2. 手引きの検討

#### ■全体の方針

□修正事項 法律の解釈等の話ではなく、条文の中身の話をはじめに置く。

□修正事項 趣旨を書いたから、その説明という流れとする。

□修正事項 審議会など、基本的な行政用語についても解説を加える。

□検討事項 関連する条文についてはまとめて示すことができないか検討する。

□検討事項 個別条例や法令との関係も市民向けに必要なと考えられるところは明記することを検討する。

#### ■前文

□検討事項 法規範や裁判規範などの説明はとっつきにくさがあるため外すことを検討する。

■4条

修正事項 条文の趣旨を入れる。

■5条

修正事項 協働の定義の例を示す。

■6条

修正事項 市民だけが危機管理体制を整備することではない点に言及する。

■7条

修正事項 より要約する。

修正事項 括弧書きをとる。

■10条

修正事項 条文の趣旨を入れる。

■12条

修正事項 情報公開の説明をする。特に、公開と提供の意味の違いを説明する。

■14条

修正事項 公平かつ誠実という言葉の趣旨について説明する。

■15条

修正事項 議会改革小委員会で議会改革の検討が行われていることを言及する。

修正事項 「定めたものです」を「定めています」とする。

■23 条

修正事項 人材育成以外についても（1）で言及する。

■25 条

修正事項 指標等の解説はより簡略化する。また、

検討事項 貸借対照表や行政コスト計算書などの説明は難しいので外せないかどうか検討する。

■28 条

修正事項 条文の言及をすっきりさせる。

修正事項 オンブズマンはあくまで選択肢の1つとして示す。

■30 条

修正事項 条文の趣旨を入れる。

■31 条

修正事項 全国の地方自治体についても言及する。

■32 条

修正事項 本条例が最高規範であることを示す。

3. パブリックコメントの検討

1) 第1回目パブリックコメント

修正事項 「行政の意思決定」から「意思決定のプロセスの明確化」に変更する。

検討事項 規定により当然対応しているのではなく、規定も含めて誠意をもって対応をするという表現にできないか検討する。

検討事項 法令の自主解釈については、32条の「対等」のところで含まれていることや、最高規範である自治基本条例にのっとって自主解釈についても扱うことなどを示せないか

検討する。

2) 第2回目パブリックコメント

□検討事項 「このままとします」という表現は削除できないか検討する。

□修正事項 前文の最後の段落の「市長、議会及び議員」は順番を入れ替え「議会及び議員」を先にする。

□確認事項 パブリックコメントへの回答は、素案の内容を踏まえることで対応をすることで確認する。

以上